

新市立島田市民病院喫茶店運営事業者選定プロポーザル審査要項

新市立島田市民病院の喫茶店運営事業者の選定に関するプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「新市立島田市民病院喫茶店運営事業者公募要項」（以下公募要項）という。）に規定する参加資格要件を満たす参加者
- (2) 公募要項に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した事業者
- (3) 公募要項により、適正に書類を作成した事業者

2 審査の項目及び点数

審査項目の合計点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 運営方針 | (10点) |
| (2) 営業内容 | (25点) |
| (3) 実施体制 | (35点) |
| (4) 財務資料 | (10点) |
| (5) その他の提案 | (20点) |

3 審査委員会

事業者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時 令和元年11月22日（金） 午後を予定

場所 市立島田市民病院

※ 後日、事業者には日時、場所、順番等を別途お知らせします。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者20分以内、説明者は1者あたり3名以内としてください。
- ② 説明は、提出した企画提案書に基づき行うものとします。
- ③ プロジェクターの利用も可能としますが、提出した提案書以外の資料は認められません。

(3) ヒアリング

- ① 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分～20分

程度設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書とその内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいた審査を行います。
- (3) 全ての事業者の審査が終了した後に、各審査委員が付けた得点のうち、最高点と最低点を除いて合計した有効得点で順位を決定します。
- (4) 審査の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、最高点をカットした残りの得点の中で最高点が高い事業者を上位とします。これも同点の場合は、さらに残った得点の高い事業者を上位とし、順位が決定するまで、同様の手順を繰り返します。